

『都市における被保護層の研究』

昭和 41 年 3 月 210 ページ

東大社研社会調査部門では、昭和 29 年以来継続して、都市社会の研究の一部として、都市における貧困層の実証的研究を、氏原正治郎教授が中心となって行ってきた。

この貧困研究は、農漁村をも含めた一大総合研究であり、藤本武部長の労研経済学研究室、籠山京教授の北大生活教育研究室、江口英一教授を中心とする日本女子大社会福祉学科などの各方面が共同テーマとしており、それぞれ多数に上る報告を公表している。

それだけにこの総合研究は、その対象をとってみても、住民を包括的に対象としたもの、その中でとくに低所得層と考えられるものを選んだもの、民間公共事業の日雇労働者、失対事業の労務者、家内労働者、高齢者、被保護世帯など、あるいはこれらに対する施策などがあり、実に広範である。またその研究方法をとってみても、既存資料の整理、既存調査の個票の再整理、質問票による数量的調査、少数事例の面接調査などがあり、実に多岐にわたっている。

しかもなお、これら研究の基礎には、貧困層に関する共通した問題意識と解明方法とが前提となっている。その解明方法の主流となっているものの一つに、後に述べる社会階層を軸とした考察がある。この階層分類の設定それ自体がすでに一個のまとまった研究であるといつてよいのであるが、それに加えて、この社会階層分類に基づいて以下のような諸問題を取り上げている。

(1)これらの社会階層のどのような組合せによって社会が成立しているのか。(2)社会の動態の中で、これらの社会階層の相対的地位がどのように変動していくのか。いわばその運動法則はどのようなものであるのか。(3)この運動法則の中で、個々の世帯がこれらの階層間をどのように移動するのか。(4)各階層別の所得・世帯構成・消費水準などはどうなっているのか。(5)そこで発生する Social Needs は何か。(6)それに対応する住民自身や地方・中央の行政などによる対策はどうか。

このように列挙してみると、問題の取上げ方は無限に広がっていているといつてよい。

さてここで紹介しようとする表題の書は、この一大研

究体系の中で、表題のとおり、都市における被保護世帯を対象として、江口教授が日本女子大社会福祉学科学生との協力を得て、昭和 37 年に東京都のある区において行った実態調査の調査報告である。

問題の社会階層の変動過程や個々の世帯の階層間移動を解明して、貧困層の形成過程を把握することがねらいである。戦後の貧困層の研究対象として重要な地位を占めている被保護世帯を取上げ、その被保護世帯の職業・世帯構成・家計・生活構造・生活意識などの現状を、それら世帯の職業歴・家庭歴・居住歴などを追求することによって捉えようとしている。

ここで採用された調査の方法は、面接による少数事例の調査であり、東京都の山の手と下町との中間にある区において、昭和 37 年 4 月の被保護世帯から無作為に抽出された 71 ケースが最終的には取上げられている。

本書は冒頭 24 ページの解説篇と 186 ページにおよぶ資料篇とから成っている。

Ⅰ 社会階層と階層間移動

まず問題の社会階層についてみよう。籠山教授などが行っている農漁村のそれを別とすれば、都市における社会階層の研究成果が公表されたのは、氏原・江口両教授（さらに共同研究者として高梨昌・関谷耕一・津田真徹の諸氏）の「都市における貧困の分布と形成に関する一資料(1)」(『社会科学研究』8 卷 1 号, 昭和 31 年 11 月)においてであり、本紹介書は研究過程を省略してその結果を踏襲しているといつてよいので、上述論稿によって述べることにしよう。

社会階層とは、一口にいえば、経済上の地位・生活構造・社会意識などを共通にする社会集団であると規定し、その不安定の度合による序列を決定するために、つぎのような指標を用いている。

- (1) 社会階級による差異(使用者・労働者・自営業主の各階級のいずれであるか)
- (2) 産業による差異(同じ使用者であっても、製造業のそれであるか、商業のそれであるかなど)
- (3) 雇用上の地位の差異(経営管理者か監督者かなど)

- (4) 労働の格による差異（精神労働か肉体労働か、複雑労働か単純労働かなど）
- (5) 雇用形態上の差異（職人層・家内労働者などは事実上の使用者である場合が多いが、それが独立の自営業主層であるかどうかなど）
- (6) 雇用収入の規則性による差異

以上の諸指標によって都市社会階層を決定し、その不安定の度合により序列を設定している。その際の資料としては、まず昭和 26 年富山市において行われた「厚生省社会保障調査」の結果が用いられ、ついでこれを全国に拡大し裏付けするために昭和 25 年 10 月の「国勢調査」の結果が用いられている。

このような考え方は、著者たちが自認しているとおり、チャールズ・ブースが 19 世紀末のロンドン調査において採用したものと類似しており、当時の英国が社会変動期であり、新旧両階層のいれかわりがはなはだしく、その点では、わが国の戦前戦後を通じて見られた状況と非常に似ている点に着目して採られたものである。

このようにして設定された序列化（ほぼ 25 の層となる）の結果はつぎのとおりであった。

最下層に属するものは、単純労働者、行商・露店商、飲食店使用人、労働者(下)、商業使用人など。

そのすぐ上の層には、一般職人および大工・左官などの建設関係職人、労働者(上)、売薬行商、通信従業者、鉄道関係従業者、道路運輸従業者、技術者、官公吏、一般俸給被用者などの職人層、労働者層、下級給料生活者層。

中位の層には、食料品店主、教師、米・酒・呉服などの小売販売店主、一般日用雑貨類販売店主、小工業主、自営業者などの小営業、自営業主層と中級給料生活者層。

最上層には、役付の俸給被用者、大商業主、大工業主など。

この階層区分のうち、建設関係職人以下をほぼ不安定階層とみなし、それ以上を一般階層としている。

つぎの問題は階層間移動である。まずわかることは、同一階層内においても、分散の度合が高く上下の幅が大きく、しかも序列は重なり合ってきわめて不明瞭であることである。そこでそれぞれの社会階層について、総支出階級別に世帯分布をグラフ化してみると、それぞれ菱形の分布型態をとっており、この菱形は上位の社会階層ほど細長く、下位のそれは下方にひしゃげ、全体として、上位か中位の階層であっても、下層に深く足を引っ込み、下層の社会階層と同列の世帯を固定させつつあることがわかる。このことは目に見えない経路をとりながらも、

階層内の分化と階層移動の分解とが強く推し進められ、結果として最下位の社会階層に流入し、そこが膨れつつあることである。

そこで階層移動による没落への抵抗のためにとられている手段をみると、最重要なそれは家族の有業者化と家族数の縮小とである。この場合一般的には、同一階層内にふみとどまることが、有業者化によって辛うじて保たれている。現実には男子世帯主の階層序列が低いほど配偶者が就業している割合が多く、その配偶者の職業は、世帯主の序列が高くなるにつれて、女子事務従事者がふえてきている。女子世帯にあつては、総支出が男子世帯に比べて低いものが非常に多く、生活保護受給が多く、女子収入の過少さをあらわしている。

このような視点に立つて、貧困層の形成過程を明らかにするために、貧困層のモデルとして、だれの目にも明らかなその体現者である被保護層や日雇労働者層の出ている階層を把握するというやり方が考えられる。このモデル階層を探究することからはじめ、ふたたび貧困層全体へもどって行くわけである。すなわちモデル階層の社会的経済的性格を諸属性に分解し分析し、それらがいかに関係しているかを検討することから出発する。

上述論稿の続篇(2)である『社会科学研究』11 卷 2 号（昭和 34 年 9 月）において、労研が 27 年 6 月に静岡県諸都市において実施した被保護世帯の生活調査の結果を用いて、このテーマを追及している。そのとくに明らかにしようとした点は、(1)被保護世帯が、前述の諸社会階層のどの部分から落ちてきたか、(2)その主要契機は何であるか、(3)その過程が、社会階層ごとにいかに異っているか、(4)その抵抗の期間およびそれに影響する諸要因は何であるか、などである。

なお日本女子大の生活問題研究会は、江口教授を中心として、上述の社会階層の考え方にしたがって昭和 5 年から 15 年ごろまでの歴史的推移を問題にしたり（『社会福祉』8 号、「都市生活者の社会構成と貧困」、36 年 3 月）、あるいは工業従事者に焦点をあてたり（『社会福祉』9 号、「工業従事者における階層序列の変化と貧困層の形成」、37 年 6 月）して、精力的に研究を進めておられる。

II 被保護層の類型化

本紹介書に取扱われた調査もまた前述の問題提起をうけて、社会階層、階層間移動を視角として、さらに加えて生活周期と保護受給の直接原因とから、被保護層形成過程を解明しようとしている。

周知のとおり家族生活とその生活周期に関する一つの構図は、B.S. ラウントリーによって与えられている。ただわが国においては、彼のいうように、その子女が働き出したとしても、その賃金所得の低さのゆえに、生活水準が格段に上ることにはならない。低所得労働者の子女は、わが国においては両親とほぼ同じ職業ないし階層として再生産される傾向が強い。そこでこの調査では、きわめて大まかに、一世代家族を前提として、子供がまだ1人も働いていない時期と、それ以後との二つに分けることとしている。さらに加えていうならば、世帯が不安定化することは、世帯として家族が順調に再生産されない面を含んでおり、この結果、家族構成がいわゆる欠損をし、さらにそのことが原因となって被保護層形成の一因となることもあることである。

階層と周期とを保護受給の間接的原因とするならば、つぎのような直接的原因がある。

直接的原因には、失業・低賃金・不規則な就業などの社会的な世帯外的な原因と、疾病・老齢・稼ぎ手の死亡などの個人的な世帯内的な原因とがある。しかし現実には、一般にこの両者が重なって同時に生ずることが多い。しかも注意すべきは、被保護層化の原因の圧倒的な部分が疾病にあることである。

本書は上述の諸要素を組合せて被保護世帯の類型化を行っている。

まず男子世帯についてつぎの7種に分けている。

第1は一般階層に結婚時に属し、そのまま保護をうけるにいたった場合(第Ⅶ類型)。

第2は結婚時にすでに不安定階層に属し、それから被保護世帯となった場合。これが現実の被保護世帯形成に関して主流である。この場合を二つに分けると、その一つは一般階層に属していたものが、家族の周期のある段階で何らかの原因で不安定階層に下降した転落型世帯と、もう一つは始めから不安定階層に属していた長期停滞型世帯とがある。

これら第2の型の世帯に生活周期を導入すると、子供がだれも就職せず養育期にあった段階で保護をうけるにいたったものと、それ以後にそうなったものとに分れる。

第2の型について両者を組合せて、まず結婚時一般階層に属していて長子就職以前にうけた場合は、夫が病気・障害の場合の転落型壮年者世帯(第Ⅰ類型)、夫が健康の場合の経過的保護世帯(第Ⅱ類型)、さらに長子就職以後の場合は、転落型高齢者世帯(第Ⅲ類型)とする。

同じ第2の型について、結婚時すでに不安定階層に属していて長子就職以前の場合は、夫が病気・障害の場合

の停滞型壮年者世帯(第Ⅳ類型)、夫が健康の場合の犯罪その他の世帯(第Ⅴ類型)、さらに長子就職以後の場合は停滞型高齢者世帯(第Ⅵ類型)とする。

これら各種の男子世帯については、世帯ごとに、夫の年齢(保護開始時点と現在時点)、夫の階層(結婚時点、保護開始前3年以内で最終職業をやめた時点または3年前、保護開始時点、現在時点)、夫の病名、家族数および有業者数、14歳以下の子供数、妻の状況(現在時点の階層、健否)の各項目が表示されている。

つぎに女子世帯についてつぎの3種に分けている。

男の主たる稼ぎ手を失い、女手一つによって世帯の生活を維持しなければならないのであるが、一般にその収入機会はきわめて制限されており、その条件も劣悪である。これを保護開始が長子就職時以前と、就職時以後とに分け、前者のうちさらに結婚時に一般階層に属していたものを母子世帯その1、不安定階層に属していたものを母子世帯その2、後者を老齢単身者世帯とした。ただしこれには病気などの子供のいる場合を含んでいる。

女子世帯については、世帯ごとに、年齢(保護開始時点と現在時点)、離死別から開始までの期間、階層(結婚時夫の職業、離死別時直前の夫の職業、離死別時の妻の職業、死別後開始までの妻の職業、保護開始時、現在時)、健否(離死別時、保護開始時、現在時)、家族数および有業者数、14歳以下の子供数の各項目が表示されている。

前述の世帯ごとの表示に加えて、すべての世帯について世帯ごとに、世帯の紹介(保護の種類、家族構成)、訪問時の状況、職業歴および生活歴、消費生活その他、補足に分けて、詳細に世帯状況の説明を加えている。

III 調査の結果

資料篇そのものが調査の結果といてよいのであるが、解説篇に、得られた結果が取まとめられているので、特筆すべき点を要約しておこう。

まず一般的性格として、保護開始時の世帯主の年齢は長子の就職直後の年齢と一致している、保護開始時の有業者数は0.77人ときわめて少ない、学歴は義務教育修了者が大半をしめる、世帯主の健康状況はきわめて悪く、保護開始時には男では22%、女では30%のものが健康であったにすぎない。

つぎに保護歴をみると、世帯主でみて、一般階層に属したままうけるようになったもの14%、不安定階層に属し、何らかの原因でうけるようになったもの71%、無業(病気その他)でうけるようになったもの15%となっている。観点をかえると、うけ始めた時は、その55%

が病気その他による無業世帯となっている。また結婚時には約 40% が一般階層に属していたものが、うける時には前述のような 14% に減少している。したがって 60% は結婚時にすでに不安定階層に属し、いわば社会の底辺に住み、最終的にうけることになったものである。

さらに生活周期との関連でみると、男世帯主の場合は、子供がまだ成長しきらず、すべて養育と教育の時期にあり、長子もまだ就職していない時期にうけ始めたものが約 3 分の 2、また現在時点では末子就職時よりは老齢期にあるものが若干増加している。女世帯主の場合は、やはり子供がまだ成長しきらず、すべて養育と教育の時期にあり、長子もまだ就職していない時期にうけているものが 50% 以上に達している。これは母子世帯であるが、そうでなくても女世帯では、子供が働きだしても、うけるものの割合が男より大きく、このことは女子の稼働力の低さを示している。女世帯主の場合では、夫との離死別が決定的なのであり、女世帯主の 3 分の 1 までは、結婚して子供が小さい時期に離死別しており、その後何とか頑張った後にうけることとなったものである。

以上で紹介を終るのであるが、いささかつけ加えておきたい。

本書の特色は、何とんでも被保護世帯の複雑きわまりない種々の経歴を社会階層を用いて詳細に分析し、この面から貧困層形成の過程を把握したことである。そこで用いられた社会階層、階層間移動、生活周期、および直接原因による貧困原因の究明と、世帯の類型化という一連の手法、とくに新たに試みられた類型化は、本書に見られたユニークなものであるといつてよい。

ただ欲をいえば、その対象数が東京都のある区について見たわずか 71 の事例にすぎないという点で、統計的に分析が可能なほどの数がはしかったことである。もとよりこのことは、この考え方を被保護世帯調査に最初に適用した前述の静岡県諸都市の労研調査の結果にも表れていた。実はわたくし自身も、この最初の階層分類研究に著者たちと若干の関係を持っており、この静岡県調査に関する著者たちの分析に動かされ、遺憾ながら必ずしも成功したとはいえなかったのではあるが、その保護開始原因と社会階層分類とをきわめて簡略化し、これを組合せて昭和 36 年 7 月に全国被保護世帯調査の一環として実施をこころみたことがある。その点では、真に困難なことではあるが、より精密な本書の研究方法によって、同じ抽出調査であっても、代表性を持ちうるように、東京都全体について、さらに全国各都市階級について、把

握しうるような方向に発展させることを希望してやまない。

むしろ本書は被保護世帯のケース事例集として非常に役立つ。たとえばここに驚くべき、一面今日の激動をきわめた時代には当然であるというべき事例を見出す。かつてはある百貨店の営業・業務部長まで勤めた人がうけていたり、夫の父は陸軍中将という高級軍人であったり、その他実家や父の裕福であったものがかなり見受けられる。きわめて身近に、明日はわが身という感を強く抱かされる。

そういう点からみるならば、この事例集からさらに著者たちと異った角度による各種の貧困原因の特色を見出すことができる。たとえば著者たちは、世帯に関するいくつかの時点を区切ることによって、類型化をこころみている。しかしながら、世帯主の持っている種々の個人的な欠陥、常人には認められないほど多様な各種職業の遍歴、あるいはいわゆる移り気とか根性無しとかいう職業への定着性の弱さなど、著者たちの類型化から洩れがちになる貧困原因が認められる。この点については他の分野の学者が本書を活用して、これを資料集として分析することが期待される。そのような意味では今日までに見られなかった完璧な被保護世帯の事例集といつてよい。

著者たちが本書の分析に生活周期を導入したことは、生活保護行政の面に持っていた問題に新しい接近を示している。保護基準を考えていく場合、世帯の類型化ならびに基準算定にあたって、稼働力の有無、あるいは特殊の Needs を要する母子世帯、老人世帯、身障者世帯などに分けてみるという考え方が用いられているのであるが、生活周期の考え方が導入できないであろうかとの考え方は従来当然に出ていた。ただし今日の段階ではまだ貧困層把握ならびに検証にとどまっているといわざるを得ないのであるが、わが国において生活周期に関する研究が現在着々として進んでおり、一方被保護層から漸次稼働世帯が脱け出ていこうとしている今日、このような研究がさらに進んで、行政上にも保護世帯の類型化ならびに基準の策定に利用しうるようになることがのぞましいといえる。ただし類型化された個々の事例については、被保護世帯ではないのではないと思われる例 (No. 47 の世帯) が含まれていたり、またそのあてはめられた類型に観点によっては必ずしも首肯し得ないものも若干認められる。しかし統計的に取り扱われない本書の事例としては、気にすべきものではないであろう。

(小沼 正 厚生省大臣官房統計調査部社会統計課長)